

**寝屋川市測量・建設コンサルタント等  
入札参加資格審査申請について  
【臨時申請】**

寝屋川市（上下水道局を含む。）が発注する測量・建設コンサルタント等について、入札及び見積りに参加を希望される方は、次の要領により申請してください。

1 資格要件

次のいずれにも該当しない場合、申請することができます。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当する者
- (2) 営業に関し必要な登録、免許、許可等を受けていない者
- (3) 経営状態が著しく不健全であると市長が認める者
- (4) 寝屋川市暴力団排除条例（平成 25 年寝屋川市条例第 20 号）第 2 条に規定する者
- (5) 法人税（個人にあつては申告所得税及び復興特別所得税）、消費税及び地方消費税を滞納している者
- (6) 寝屋川市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、府税及びその附帯徴収金を滞納している者
- (7) 寝屋川市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、法人市民税（個人にあつては個人市・府民税）及び固定資産税を滞納している者

2 申請受付期間

令和 8 年 4 月 15 日から令和 8 年 4 月 28 日まで

※当日消印有効

3 申請及び提出方法等

測量・建設コンサルタント等の入札参加資格審査申請は、インターネットを利用した電子申請「業者登録受付システム」で行ってください。

- (1) 「業者登録受付システム」が利用できるのは、申請受付期間と同じ令和 8 年 4 月 15 日から令和 8 年 4 月 28 日までとなります。
- (2) 「業者登録受付システム」に入力する前に、業者登録受付システム入力例を必ず確認してください。

- (3) 「業者登録受付システム」による入力後は、申請者のコンピュータからインターネットを通じて申請した内容を印刷した書類を、申請に必要な書類に添付して郵送等により提出してください。

#### 4 申請書類提出時の注意事項

- (1) 「寝屋川市測量・建設コンサルタント等入札参加資格審査申請一覧表」にて、申請に必要な書類を確認のうえ、原則郵送にて提出してください。
- (2) 申請に必要な書類は、「寝屋川市測量・建設コンサルタント等入札参加資格審査申請一覧表」に基づきその左欄に記載している番号順にし、書類の左側に2穴を開け、綴紐により綴じてください。ただし、No. 1～8は、綴じ込まないでください。
- (3) 官公署発行の証明書類（商業登記簿謄本、印鑑証明書、納税証明書等）は、令和8年2月1日以降に発行されたものに限りません。
- (4) 複写で提出する場合は、原寸大であり、かつ鮮明な書類に限りません。
- (5) 申請に必要な書類の記載にあたっては、書類提出時点での内容を記入してください。
- (6) 宛先には「測量・建設コンサルタント等」と明記してください。
- (7) 上下水道局の登録を寝屋川市の登録に一元化していますので、上下水道局に申請する必要はありません。

#### 5 申請に必要な書類の郵送等先

〒572-8555 大阪府寝屋川市本町1番1号 寝屋川市総務部契約課

#### 6 入札参加資格有効期間

令和8年6月1日から令和12年3月31日

#### 7 審査結果の公表

入札参加資格審査申請の審査の結果は、寝屋川市ホームページ「契約課掲示板」内「入札参加資格関係」に入札参加資格者の商号又は名称等を掲載することとしますので、登録の完了を確認してください。掲載予定日は、令和8年6月1日です。

なお、当該入札参加資格を有しないと認定された方については、その理由を付して別に通知します。

## 8 その他

今回の入札参加資格審査申請以後、年度途中の希望業種の順位の変更・追加はできません。

希望業種の順位の変更・追加は、次回の入札参加資格審査申請時に再申請してください。

なお、登録される個人又は法人については、希望する登録区分（建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品納入・印刷業務・リース・役務の提供(委託)業務)において、全て同一の事業所等に限ります。

※ 測量・建設コンサルタント等、物品納入・印刷業務・リース・役務の提供(委託)業務)で既に登録がある場合は、以下の情報が必ず同じであることを確認の上、申請してください。

- (1) 寝屋川市に登録する事業者情報（商号又は名称、所在地、代表者職名及び氏名等）
- (2) 本社・本店情報（所在地、代表者職名及び氏名等）

## 9 問い合わせ先

申請について不明な点等がありましたら、下記にお問い合わせください。

寝屋川市総務部契約課 電話：072-825-2594（直通）